

未来

郵政産業ユニオン
PIWU
 全労協・郵政産業労働者
 ユニオン長崎中郵支部
 機関紙 「みらい」
 NO. 3947
 19年4月8日 (火)
 Tel/Fax 095-828-1953

元号考

おはようございます。

元号が五月から令和となると公表された。

古来、元号は、ときの君主が国の支配、人民の支配、時間(空間)の支配の象徴を意味し、政治的には国家の形態(君主主権(絶対制))の証とされる。日本には七世紀ごろ、中国からの伝来である。

日本の元号の最初は西暦六四五年の「大化」である。当時、日本は倭と呼ばれていたが、七〇二年、遣唐使節(粟田真人)が、はじめて中国で「日本国」の呼称を宣言し、ときの則天武后(中国唯一の

「万葉集」(角川書店)では「序文には中国の詩序にならぬ」ときは初春の令月にして、気淑(よ)く風和らぐ。梅は鏡前の粉をひらく。語意は「ときは良き新春の正月、外気は快、風は和らいで、梅は佳人の鏡台の白粉のように白く咲き」とある。



て、沙汰やみとなったという。これが普通だ。

今回の改元での安倍首相の思いは、出典を中国(漢籍)ではなく、国書(日本の古典)にすることであった。しかし出典を国書にしても、元号の制度は外来である。また梅は中国を代表する花木であり、日本は桜。梅園の宴の風習も、古来、中国のものだ。また令月や令和の言葉も、中国の古書にもある。

女帝)が、「倭を改めて日本国とした」と、中国の「旧唐書」にある。これが日本国の呼称の始まりである。六〇七年の聖徳太子の遣隋使の「日出る国・」での「日本国」の呼称説は誤りで、それ以降の百年間も日本は倭であった。

大化の元号の考案者は不明だが、乙巳の変で蘇我一族を倒して、政権を握った中大兄皇子らが、新権力の政治顧問とした遣唐・隋使の帰国留学生(高向玄理など)が、唐の律令制度に習い制定したとされる。以来一三三四年間、今回の令和で二四八個目だが、令の漢字は初出である。



令和の出典は、八世紀に編纂された日本最古の歌集・万葉集・第五巻の大伴旅人の歌の序文からの引用だとされる。旅人が太宰府の長官のときの七三〇年の正月に、西海道の高官二名を館に招き、「梅花の宴」を開いたときの歌云だ。

「万葉集」(角川書店)では「序文には中国の詩序にならぬ」ときは初春の令月にして、気淑(よ)く風和らぐ。梅は鏡前の粉をひらく。語意は「ときは良き新春の正月、外気は快、風は和らいで、梅は佳人の鏡台の白粉のように白く咲き」とある。

そこで漢字の令と和を見てみる。令は、広辞苑では、①命じること。②おきて。③よいこと、がある。和は、①おだやかなこと。②仲良くすることとある。また漢字学者・白川静の「字解」によると、令は象形文字。儀礼用の帽子を被り、ひざまづいて神のお告げを受ける人の形。転じて、上位の人の「いいつけ」となる。また和とは「戦争をやめて平和にもどすこと」とある。また「漢字源」での令月とは、①物事をするのに縁起がいい。②陰暦の二月、とある。

「万葉集」(角川書店)では「序文には中国の詩序にならぬ」ときは初春の令月にして、気淑(よ)く風和らぐ。梅は鏡前の粉をひらく。語意は「ときは良き新春の正月、外気は快、風は和らいで、梅は佳人の鏡台の白粉のように白く咲き」とある。

「万葉集」(角川書店)では「序文には中国の詩序にならぬ」ときは初春の令月にして、気淑(よ)く風和らぐ。梅は鏡前の粉をひらく。語意は「ときは良き新春の正月、外気は快、風は和らいで、梅は佳人の鏡台の白粉のように白く咲き」とある。

「万葉集」(角川書店)では「序文には中国の詩序にならぬ」ときは初春の令月にして、気淑(よ)く風和らぐ。梅は鏡前の粉をひらく。語意は「ときは良き新春の正月、外気は快、風は和らいで、梅は佳人の鏡台の白粉のように白く咲き」とある。

奈良朝期、大納言で歌人の大伴旅人は、父が大納言・安麻呂で、息子は日本の代表的な歌人で、万葉集の編者(?)で、万葉集に四百首の歌をのせた大伴家持がいる。

旅人は六十歳の高齢で、「長屋王の政変」で、大宰府の長官に左遷され、この地で妻を亡くし、失意のうちに酒におぼれ、早く都(京都)へ帰りたいと願う人であった。

この「梅花の宴」で旅人が詠んだ歌も、「梅の花夢に語らく みやびたる 花と我れ思う 酒に浮かべこそ」(梅の花が夢に出てきていうには、私は雅な花だと思ふ。酒に浮かべてくださいな。どうぞむだに散らさないで)と、これもやはり酒である。



にもかかわらず、安倍首相はなぜ元号で国書に固執したのか。それは彼の国学的なナショナリズム(排外主義)によるもので、幕末期の尊王攘夷思想と同じで、外から見るのと、逆に日本は美しさを失う。

テレビで改元や天皇の継承で「おめでとう」と、「元号は日本の伝統文化」として、「いろいろいな」との意見がでていた。しかし元来、伝統と文化は、法の強制力や懲罰にはそぐわない。四日の国会で自民党の議員が「外務省の西暦表示」を批判していたが、まさに国(立法院)による強制の典型である。



「元号の強制はしない」というのが国の見解だが、日の丸・君が代も最初は強制しないうとしていたが、いまでは処分が乱発されている。元号でも役所や裁判所で、西暦の文書を受け付けないとなると、これは強制や処罰となる。とても伝統と文化だから、「よいこと」では済まない。

この考えをつきつめれば、天皇や元号が嫌いななら、「日本から出て行け」となり、主権者のはずの国民が、天皇の臣民とされる。昨今の皇位継承と改元騒動と、次にくる元号の強制は、まさに現代の王政復古であり、超復古主義的な思想の日本となる。

彼のこのときの心境は、左遷を恨み、早く都へもどりたいのであり、またこの地で妻をなくして「酒なくて、なにがこの世か」の複雑さがある。この歌の序文からの引用の令和は本当に、めでたいのかな。

現行の天皇制は国民主権の現憲法のもと象徴制であり、その天皇の退位と即位から、一世一元として元号を決め、それを強制することには賛成できない。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に回帰して闘おう。 期間雇用社員の皆様を支援する。 ねむのむすび ねむのむすび